

○無尽業法施行細則(昭和六年大蔵省令第二十三号) 業務報告書

改正後	現行
<p><b>業務報告書雑形</b> (略)</p> <p>四 第何期 (自 年 月 日 至 年 月 日) 株主資本等変動計算書</p> <p>(略) (記載上の注意) 1～5 (略)</p> <p>6 適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する適用をいう。以下この様式において同じ。)、修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。)又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。</p> <p>(以下略)</p>	<p><b>業務報告書雑形</b> (略)</p> <p>四 第何期 (自 年 月 日 至 年 月 日) 株主資本等変動計算書</p> <p>(略) (記載上の注意) 1～5 (略)</p> <p>6 適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する適用をいう。以下この6において同じ。)又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この6において同じ。)を行つた場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該適用又は修正再表示の後の当期首残高を区分表示すること。</p> <p>(以下略)</p>